

資料 1

大垣警察市民監視事件 略年表

2005頃	シーテック社、風力発電施設建設を計画	
2012年 11月3日	シーテック社、地元説明会を行う	福島第1原発事故を受けて、脱原発運動が広がる。
2013年 2月	上鍛冶屋自治会総会で立入調査を否決	
6月30日	風力発電勉強会	
7月	シーテック社内に地域対応グループ・大垣駐在所を設置	
8月7日	第1回情報交換	特定秘密保護法反対運動拡がる。2014.12.6強行採決。
2014年 3月4日	第2回情報交換	
5月20日 -21日	上鍛冶屋自治会、大垣市長と岐阜県知事に宛てた「嘆願書」を出す	
5月26日	第3回情報交換	
6月30日	第4回情報交換	
7月24日	朝日新聞による報道	
7月末～	岐阜県警及び岐阜県公安委員会に対して抗議・要請などを行う。 各原告、個人情報開示請求	
10月10日	個人情報「非開示・存否応答拒否」に対して不服審査請求	
11月	抗議・苦情申立への回答は「通常行っている警察業務の一環」	
2015年 3月12日	「証拠保全」執行	
2016年 12月21日	岐阜県に対し国家賠償請求を提訴	「共謀罪」反対運動拡がる。
2017年 3月8日	第1回口頭弁論	
2018年 1月29日	岐阜県と国（警察庁）に対し個人情報抹消請求を追加提訴。	
2021年 5月17日	シーテック社2名の証人尋問	
6月21日	原告4名の本人尋問	
2022年 2月21日	一審岐阜地裁判決。情報提供につき違法とし原告1人当たり55万円の賠償を命じる。情報収集は容認。情報抹消請求は却下。 →控訴（名古屋高裁民事2部に係属）	
8月31日	控訴審第1回口頭弁論	
2023年 12月12日	学者証人尋問。控訴審結審。 (2024年5月16日判決と告げられる)	2024年通常国会に「経済安保秘密法」上程、成立。
2024年 5月1日	判決期日取消（延期）	
9月13日	控訴審判決	
10月2日	岐阜県が上告断念、名古屋高裁判決が確定	

<決議>

市民監視強化の「スパイ防止法」制定に反対する
－名古屋高裁判決を活かし広げよう－

今年の通常国会で「能動的サイバー防御法」が成立した。2013年に全国的な大反対運動を押し切って強行成立された「特定秘密保護法」以来、自公政権は市民監視の悪法を次々と成立させてきた。今、自民党右派議員と一部野党が「スパイ防止法」の制定を声高に求めている。「スパイ防止法案」がどのようなものになるのかは現時点で明らかではないが、市民監視を強化し、人々の内心をも縛る大変危険なものとなるであろう。

昨年9月13日、私たちは名古屋高裁で画期的勝訴判決を勝ち取った。名古屋高裁判決は、公権力による市民監視の基本的な問題を指摘している。()内は判決本文の該当ページ)

【萎縮効果】《私人が発信した自己の情報を公権力が広く収集し、分析しているとする、私人が自ら情報発信すること自体を躊躇する可能性があるし、情報発信する内容についても、公権力がこれを収集していることを前提とした内容にしてしまう可能性があるのであって、…私人が自らの行動に対する心理的抑制が働き、少なくとも自由な情報発信に対する事実上の制約が生じることは明らかであって、憲法で保障された表現の自由(21条1項)や内心の自由(19条)に対する間接的な制約になる》(p48)

【人間関係分断】《公権力が、ある者の個人情報収集しているということは、その者と接触する者の個人情報や、その者が所属する団体ないしグループ等の情報も公権力によって収集されることになるから、そのような者との交友を避けたり、そのような者がグループ等に入ることを嫌ったりすることが考えられるのであって、現実的な社会生活への影響を生じさせる》(p49)

【虚像形成・冤罪】《公権力が、本人の知らないまま、特定の個人に関する個人情報を…、多数収集してこれらを集積し、分析し、保有するなどすれば、当該個人の実際の間像(人物像)とは異なる人間像がその中で形成され、これが独り歩きして、誤った個人情報に基づく措置等を行ってしまう可能性がある。…このような個人情報の収集及び保有等を警察組織が行った場合には…正確性を欠く情報…に基づき、監視の対象とされたり、犯罪捜査の対象として取り上げられたりして、誤認逮捕等の身柄拘束が生じる可能性も否定できない》(p49)

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」て定められた。憲法の平和主義を守るためには、表現の自由(21条1項)や内心の自由(19条)等の精神的自由が公権力によって侵害されることを許してはならない。

私たちは、2024.9.13名古屋高裁判決を活かし、広げる立場から「スパイ防止法」及びその先に見え隠れする「中央情報機関」設立に強く反対する。

2025年9月13日

「もの言う」自由を守る会9周年総会 参加者一同

大垣警察市民監視事件・名古屋高裁判決の市民運動評価

☆市民運動を積極的に評価

《一審原告らが種々の反対運動等を行っていたことについては、例えば、原子力発電所は…いったん事故を起こせば、広範囲に回復困難で深刻な影響を生じさせることは公知の事実であるところ、完璧を求めたり、その水準に達しない原子力発電所の建設に反対したりすることは、極めて正当な行為であって…国民全体の福祉ないし利益に資するものである…ダムについても…常に建設が望ましいわけではなく、これに反対したり、建設計画に不備がないか検討したり、その改善を求めたりすることは、同様に極めて正当な行為である。また、ゴルフ場建設や産業廃棄物処分場についても、同様にプラス面、マイナス面があるのであつて、賛成、反対いずれの立場に立って運動等を行うなどしても、非難されるべきものではない。また、その他の一審原告らの活動についても、社会通念に従って考えて、非難されるべきものではなく、むしろ推奨されるべきものも含まれているのである。》(33・34 頁)

《これによって健康等に影響を受ける可能性のある私人が、その問題点を認識し、これを具体的に指摘して、計画の中止や改善等を求める…ため、必然的に、同様の影響を受ける立場にある者らが連携したり、協力者を募ったり、勉強会を開いたり…意見を表明したりするなどの活動が必要となってくる…このような活動は、国民が、自らの権利を侵害されないようにするために、当然に認められなければならないものであり、憲法によっても、集会・結社・表現の自由（21条1項）などとして保障されているものである。

また、仮に、一審原告らのこのような活動が市民運動に発展したとしても、何ら犯罪行為等の恐れが生じるものではなく、マスコミ等や、場合によって地方議会等で取り上げられるなどすれば、より透明性のある、公共の場での実質的な議論が可能となるし、より広い地域の住民や国民全体のこのような問題への関心が高まることも期待できるから、むしろ社会的にも望ましいことであるといえる。》(36・37 頁)

☆市民運動を危険視する警察側を批判

《一審被告側は、大垣警察の警察官らが使っていた「市民運動」という単語を「大衆運動」と言い換えるなどした上、昨今の「大衆運動」においては、…大規模かつ無秩序な「大衆運動」が展開される危険性を秘めているなどと主張した上、本件風力発電事業への反対も、反対運動の拡大へと発展したりするおそれがあったから、大垣警察が行った本件における情報収集活動にも、その必要性は認められるなどと主張する。

しかし、このような主張によれば、昨今の市民(大衆)運動は、すべてこれに当てはまることになりかねないのであって、結局は、市民運動全てを危険視して、その情報を収集し、こ

それを監視する必要があるということになってしまふのである(もし、一審被告県が、そうではないと言うのであれば、市民運動の中で、その情報を収集して監視する必要があるものと、その必要がないものとの具体的から明確に区分した上、本件の一審原告らが行っていた活動が、その情報を収集して監視する必要があるものであったことを、具体的に主張立証すべきである。)。このように、市民運動やその萌芽の段階にあるものを際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けるということが、憲法(21条1項)による集会・結社・表現の自由等の保障に反することは明らかであり、一審被告県の上記主張は失当というほかない。また、企業や公共団体等が行う事業に反対する場合、その事業が不当なもので、反対することが正当なものであればあるほど、…着実に市民運動に発展して、拡大していく可能性が高くなるのであり、そうすると、一審被告県の主張によれば、反対運動が正当なものであればあるほど捜査機関の情報収集及び監視の対象になってしまうのであり、少なくとも大垣警察及び岐阜県警に関する限り、実際にもそうである可能性が高い。》(56頁)

《そして、一審被告県は、個別的、具体的な主張立証をせずに、上記のような一般的、抽象的な主張を繰り返しているだけであるが、そもそも市民運動が広がれば違法行為や近隣住民らとのトラブルが発生するとの経験則はないのであり、その意味でも一審被告県の上記主張は失当である。一審原告らが行ってきたこれまでの活動をみても、何ら犯罪性や、公共の安全や秩序に対する危険性も認められないのであり、一審原告らは…適法かつ平穏な方法によって活動しているものと認められ、本件風力発電事業に対する反対運動が広がったとしても、公共の安全や秩序の維持が損なわれるような事態が生じるような可能性は全くうかがわれない。…一審被告県の上記のような主張は、市民運動一般に対する誤った理解に基づく独自の見解といわざるを得ないのであって、到底採用することができない。》(57頁)

《シーテック社及び大垣警察が、相互に交換した情報を利用した情報操作等によって地域住民を分断させ、住民間のトラブルを発生させようとしているものといえるのであり、「平穏な大垣市」が維持されなくなり、公共の安全や秩序が害されることにもなり得るのであって、まさにマッチポンプともいい得るものである。》(58頁)